

学校いじめ防止基本方針

貝塚市立第四中学校

令和 7 年 4 月 1 日

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自尊感情を高め、互いに支えあえる仲間づくり」を目標とし、すべての生徒にとって、居場所のある学校にするため、人権教育・生徒指導に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ・不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、教務、生徒指導主事、各学年主任、学級担任、養護教諭
児童生徒支援コーディネーター、特別支援コーディネーター、SC、SSW

(3) 役割

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ア 学校いじめ防止基本方針の策定 | オ 年間計画の企画と実施 |
| イ いじめの未然防止 | カ 年間計画進捗のチェック |
| ウ いじめの対応 | キ 各取組の有効性の検証 |
| エ 教職員の資質向上のための校内研修 | ク 学校いじめ防止基本方針の見直し |

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。生徒や保護者、関係機関等に対していじめに対する考え方を入学時・各年度の開始時に説明する。

貝塚市立第四中学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 生徒理解表によって把握された生徒状況の集約 宿泊学習（コミュニケーション能力の育成）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第1回 いじめ・不登校対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 週一回会議を行う 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5 月	家庭訪問 （家庭での様子の把握）	家庭訪問 （家庭での様子の把握）	家庭訪問 （家庭での様子の把握） 修学旅行 （想いを伝えあうクラスミーティング）	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6 月	意識調査アンケート実施 生徒会活動「仲間づくりキャンペーン」実施	意識調査アンケート実施 生徒会活動「仲間づくりキャンペーン」実施	意識調査アンケート実施 生徒会活動「仲間づくりキャンペーン」実施	アンケートの集計・1 学期の状況把握
7 月	「いじめ」に関するアンケート実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） ボランティア活動 生活委員会から「非行・いじめ防止標語コンテスト」として標語募集	「いじめ」に関するアンケート実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） ボランティア活動 生活委員会から「非行・いじめ防止標語コンテスト」として標語募集	「いじめ」に関するアンケート実施 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） ボランティア活動 生活委員会から「非行・いじめ防止標語コンテスト」として標語募集	この指とまれプロジェクト（気づきの力の育成）

9月	体育大会	職業体験(社会性の育成) 体育大会	体育大会	いじめ・不登校対策委員会 (上半期のいじめ状況 報告と取組みの検証)
10月				
11月	生徒会活動「いじめを許さないぞキャンペーン」	生徒会活動「いじめを許さないぞキャンペーン」	生徒会活動「いじめを許さないぞキャンペーン」	
12月	意識調査アンケート実施	意識調査アンケート実施	意識調査アンケート実施	教育相談週間 アンケート集計 2～3学期の状況把握
	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	
1月	教育相談 意識調査アンケート実施	教育相談 意識調査アンケート実施	教育相談 意識調査アンケート実施	
2月	「いじめ」に関するアンケート(2回目)実施	「いじめ」に関するアンケート(2回目)実施	「いじめ」に関するアンケート(2回目)実施	いじめ・不登校対策委員会 で年間の取組みの検証
3月	生徒会活動「仲間づくり キャンペーン」実施	生徒会活動「仲間づくり キャンペーン」実施	生徒会活動「仲間づくり キャンペーン」実施	

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ不登校対策委員会は、週1回及び各学期の終わりに検討会議を開催する。意識調査アンケートを各学期年3回行うことによって、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証をし、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また学校評価の評価項目に位置づけ、児童生徒や保護者、地域関係者等の意見を取り入れながら、PDCAサイクルにより必要に応じて見直す。

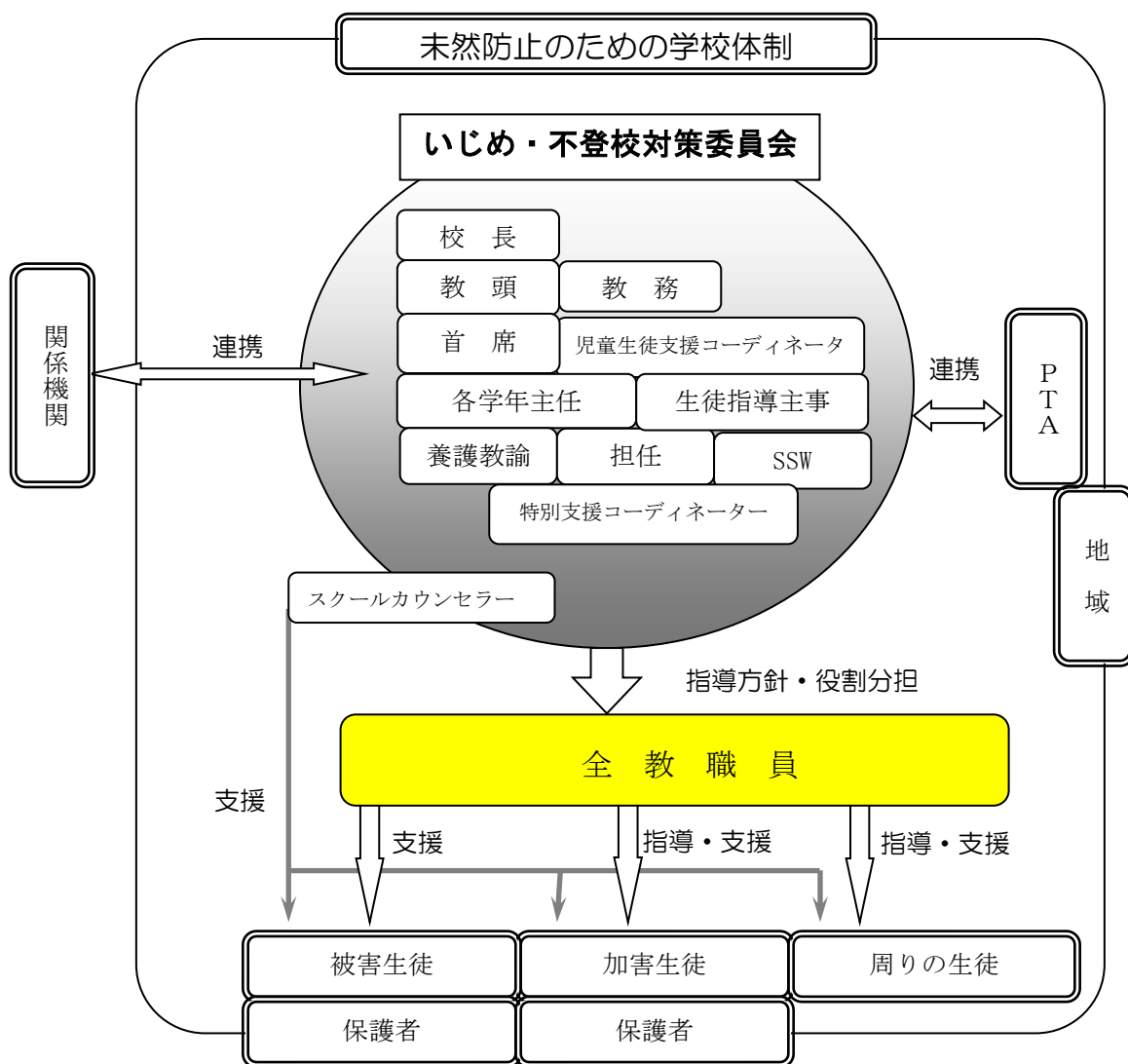
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(いじめ防止のための体制)



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知する。生徒に対しては、集会や学級活動などで教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- (2) 生活委員会から夏休みに「非行・いじめ防止標語コンテスト」として非行やいじめをなくすための標語を募集する。募集用紙は「夏休みのしおり」に付けて全校生徒に配布する。9月の初めの生活委員会で選考して、優秀作品については校内掲示する。この取り組みを通して、生徒各自への非行・いじめ防止に対する認識の向上に努める。

(3) 11月に生徒会活動として、「いじめを許さないぞキャンペーン」を実施。人権道德教育と連携していじめについての取組を行う。キャンペーンの内容は以下の通り。

- ①全校集会で生徒会執行部がいじめに関する劇を行い全校生徒にアピールする。
- ②集会後いじめ等の内容の人権学習を実施する。
- ③朝読の時間に「いじめについて」の映像学習やプリント学習を3日間行い、4日目に感想を書く。
- ④学年の代表生徒が、学年集会でいじめを許さないという思いを強くするためのアピールを行う。
- ⑤生徒議会（生徒会執行部と学級代表が参加）で「いじめ対応プログラム」を利用し
ての学習を行い、各学年集会で学年の生徒に報告する。

これらの取組により、「いじめられる側にも問題がある」等の考え方は誤りであり、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめと認めることが恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として生徒指導部より、年2回、1学期(7月)と3学期(2月)に「いじめに関するアンケート」をとり、生徒の「いじめ」に対する意識(1学期と3学期での違い、備考欄への書き込み等)を把握する。アンケート結果については、生徒指導部会や主任会で検討し、職員会議へ提案して教職員が生徒の情報交換を行い、情報を共有し、生徒理解や対応に努めるようにする。
- (2) 家庭学習を定着させる手段として、「自主学ノート」に毎日取り組ませている。その中で、生徒が担任に話したいことや相談したいことを自由に書くことも認めており、担任がそれに対する返事を書くという、生徒との“キャッチボール”を通して生徒理解にも努め、心のケアも含んだ悩み相談の部分も大切にし、いじめの早期発見に努める。
- (3) 1月中に面接週間(教育相談)を設け、放課後に担任と生徒との対話を通して、生徒理解、状況把握や生徒指導につなげていく。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。教職員は速やかに学年主任や生徒指導主事に報告し、いじめ・不登校対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

【対応の例】

事実確認

- ① 事情聴取（被害者側の内容を確実に聞き取り、加害者、目撃者等との内容を確認）
- ② 「いじめ」として指導することを教師間で共通認識する。
- ③ 関係者が複数の場合、個々に確認をし、内容がずれる時は一致するまで徹底する。
- ④ 加害者側の非については即、指導する。その後のいじめ行為は絶対にさせない。
- ⑤ 加害者側の言い分はどうであれ、被害者側がいじめられたとの意識を持っていれば「いじめ」として指導することを確認する



事実確定

- ① 被害者、加害者双方同席での、『事象内容の一致』及び『事象が「いじめ」である』ことの確定。

- ②原則として指導の姿勢は被害者側に立って、加害の非を明確にする。
- ③複数の加害関係者がいる中で、行為が「いじめ」か「いじめでない」かの一線を引く場合は、必ず関係者全員に確認させる。
- ④仮に被害者側に原因があったとしても、指導は別の場で行い、指導が両成敗であるような意識を持たせない。



保護者連絡

- ①家庭訪問して（保護者の都合によっては来校してもらい）事実連絡をし、指導内容及び謝罪の件について伝える。



謝罪

- ①双方、本人同席の上、関係教師も入り、謝罪会を行う。

3 レベルに応じた対応

5つのレベルを定めることで、状況や基本的対応について教職員の共通理解を図り、対応する。

レベルⅠ

例 ことばによるからかい、無視、攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い）等

→ 管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意、指導を行う。

レベルⅡ

例 仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動 等

→ 管理職・生徒指導部（担当）を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行う。

レベルⅢ

例 暴言・誹謗中傷行為（「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等態様が悪質で被害が大きいもの）、脅迫・強要行為、暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いもの）等

→ 警察や関係機関と連携して校内での指導を行う。

レベルⅣ

例 重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為 等

→ 教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行う。

レベルⅤ

例 極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）等

→ 学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移る。

※出席停止について

いじめ行為を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒がある時には、教育委員会に報告又は出席停止について意見を具申する。

（貝塚市立学校運営に関する規則第14条より）

4 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ・不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

5 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

6 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や合唱コンクール、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

7 SNS等のネット上いじめへの対応

SNS等のネット上で不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その画面や掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ・不登校対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

掲示板等への誹謗・中傷等の対応について

①「SNS等のネット上いじめ」の発見

情報提供者本人から直接聞き取りを行い、記録を取る。

情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

②書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLや画面を控え、内容を保存する。

書き込みの内容が緊急性を要する場合は関係機関に連絡する。

犯罪に関わるケース → 警察（被害の生徒・その保護者から被害届）

生徒指導事案、人権侵害事象 → 教育委員会

③掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求

基本的には、被害の生徒が学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。

該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページに、件名、内容等の事項を書き込み送信する。

④掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼

管理者の連絡先が不明、削除依頼をしても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。管理者やプロバイダへ依頼をしても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。それでも削除されない場合、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

第5章 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間」

- ・年間30日を目安とする。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

第6章 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態である。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校は、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。